第十条第一項中「第四十八条」を「第四十八条第一項」に改め、同条第三項中「清算機関等（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三十一条に規定する清算機関その他これに類する者をいう。以下同じ。）に対するエクスポージャーのうち、次」を「次の各号」に改め、同項各号を次のように改める。

一　中央清算機関に対するエクスポージャー又は間接清算参加者の直接清算参加者に対するエクスポージャーのうち、信用取引その他これに類する海外の取引及び現物・直物取引により生ずるもの

二　直接清算参加者の適格中央清算機関への担保の差入れ又は間接清算参加者の直接清算参加者を通じた適格中央清算機関への担保の差入れにより生ずるエクスポージャーのうち、適格中央清算機関以外の第三者において分別管理されており、かつ、適格中央清算機関に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているもの

三　資金清算機関等（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第六項に規定する資金清算機関その他これに類する者をいう。以下同じ。）に対するエクスポージャーのうち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの

第二十一条第一項中「第四十八条」を「第四十八条第一項」に改め、同条第三項中「清算機関等に対するエクスポージャーのうち、次」を「次の各号」に改め、同項各号を次のように改める。

一　中央清算機関に対するエクスポージャー又は間接清算参加者の直接清算参加者に対するエクスポージャーのうち、信用取引その他これに類する海外の取引及び現物・直物取引により生ずるもの

二　直接清算参加者の適格中央清算機関への担保の差入れ又は間接清算参加者の直接清算参加者を通じた適格中央清算機関への担保の差入れにより生ずるエクスポージャーのうち、適格中央清算機関以外の第三者において分別管理されており、かつ、適格中央清算機関に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているもの

三　資金清算機関等に対するエクスポージャーのうち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの

第三十三条第一項中「第四十八条」を「第四十八条第一項」に改め、同条第二項中「銀行は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものについては」を「前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、」に改め、同条第三項中「銀行は、清算機関等に対するエクスポージャーのうち、次の各号に定めるもの」を「第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるもの」に改め、同項各号を次のように改める。

一　中央清算機関に対するエクスポージャー又は間接清算参加者の直接清算参加者に対するエクスポージャーのうち、信用取引その他これに類する海外の取引及び現物・直物取引により生ずるもの

二　直接清算参加者の適格中央清算機関への担保の差入れ又は間接清算参加者の直接清算参加者を通じた適格中央清算機関への担保の差入れにより生ずるエクスポージャーのうち、適格中央清算機関以外の第三者において分別管理されており、かつ、適格中央清算機関に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているもの

三　資金清算機関等に対するエクスポージャーのうち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの

第四十四条第一項中「第四十八条」を「第四十八条第一項」に改め、同条第二項中「銀行は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものについては」を「前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、」に改め、同条第三項中「銀行は、清算機関等に対するエクスポージャーのうち、次の各号に定めるもの」を「第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるもの」に改め、同項各号を次のように改める。

一　中央清算機関に対するエクスポージャー又は間接清算参加者の直接清算参加者に対するエクスポージャーのうち、信用取引その他これに類する海外の取引及び現物・直物取引により生ずるもの

二　直接清算参加者の適格中央清算機関への担保の差入れ又は間接清算参加者の直接清算参加者を通じた適格中央清算機関への担保の差入れにより生ずるエクスポージャーのうち、適格中央清算機関以外の第三者において分別管理されており、かつ、適格中央清算機関に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているもの

三　資金清算機関等に対するエクスポージャーのうち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの

第四十八条に次の一号を加える。

三　第八章の三に定めるところにより算出した第二百七十条の六各号に掲げるエクスポージャー（以下「中央清算機関関連エクスポージャー」という。）に係る信用リスク・アセットの額

第四十八条に次の一項を加える。

2　標準的手法採用行が直接清算参加者として、間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る金融商品取引法第二条第二十七項に規定する有価証券等清算取次ぎ、間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る商品先物取引法第二条第二十項に規定する商品清算取引その他間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る取次ぎ又はこれらに類する海外の取引（以下「清算取次ぎ等」という。）を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額について、第百三十九条の二の規定により算出する場合には、前項第一号の合計額の算出に当たって、当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額として、同条の規定により算出された信用リスク・アセットの額を用いるものとする。

第七十九条の四第四項中「第二項第一号に規定するα」を「α（第二項第一号に規定するものをいう。以下同じ。）」に改め、同項に次の一号を加える。

五　αが三月に一度以上の頻度で更新されていること。また、ポートフォリオの構成に大きな変動がみられた場合には、その都度、当該変動を反映するための更新が行われていること。

第七十九条の四第五項中「に代えて」を「の算出において、当該担保の効果を勘案した」に改め、「方法を使用する」を削り、同条に次の二項を加える。

12　標準的手法採用行は、次の各号に定める全ての条件を満たす場合に限り、派生商品取引とレポ形式の取引をその対象とする法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができる。

一　当事者の一方に取引を終了させることができる事由（取引相手が現金若しくは証券を引き渡す義務又は追加担保を提供する義務その他の義務を履行しないこと及び債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令その他これらに類する事由の発生を含む。第百三条第一項第一号において同じ。）が生じた場合に、他方の当事者は、当該相対ネッティング契約下にある全ての取引を適時に終了させ、一の債権又は債務とすることができること。

二　当該相対ネッティング契約が、当該相対ネッティング契約に関係する全ての法令（外国の法令を含む。）に照らして有効であることを適切に確認していること。

三　当該相対ネッティング契約の効果を勘案した与信相当額が、通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

四　当該相対ネッティング契約に関する全ての文書が適切に保存されていること。